

1 漁業権者の 名称及び住所	名 称	下安家漁業協同組合					
	住 所	九戸郡野田村大字玉川第2地割14番地					
2 漁業権の免 許番号	内共第3号(安家川)						
3 遊漁につい ての制限の範 囲	(1) 遊漁の方法 等の制限	名 称	遊漁の方法	区 域	期 間		
		あゆ	友釣り どぶ釣り	野田村と岩泉 町との町村境 から下流の安 家川本支流の 免許区域	8月1日から10月31日まで		
		やまめ	餌釣り 擬餌釣り	〃	3月1日から9月30日まで		
		さくらます	〃	〃	3月1日から6月30日まで		
		いわな	〃	〃	3月1日から9月30日まで		
		うなぎ	餌釣り	〃	3月1日から8月31日まで		
		うぐい	餌釣り 擬餌釣り	〃	3月1日から12月31日まで		
		かじか	〃	〃	6月1日から9月30日まで		
		もくずがに	餌釣り	〃	6月1日から12月31日まで		
	組合は、水産動物の繁殖保護又は漁業調整上必要と認める場合は、各欄に定める範囲を制限することがある。						
	(2) 区域の制限	区 域			禁止期間		
		下安家大橋橋脚下流端から下記のア点及びイ点を結んだ線までの区域			1月1日から12月31日まで		
		下記のア点及びイ点を結んだ線から上流側に位置する中州(下安家さけ・ますふ化場が立地)と岩手県道273号安家玉川線に挟まれた安家川左岸の分流(通称淀川)					
下記のア点及びイ点を結んだ線から上流1,800メートルまでの区域			1月1日から4月30日まで				
下記のア点及びイ点を結んだ線から上流500メートル(通称上坂)までの区域			9月17日から9月26日まで				
ア点：九戸郡野田村玉川第2地割内のテレビ共同受信施設用光ケーブル支柱(TV共聴17) イ点：九戸郡野田村玉川第2地割内のテレビ共同受信施設用光ケーブル支柱(TV共聴18)							
(3) 漁具漁法の 制限	まき餌(餌容器の使用を含む。)による漁具漁法は、禁止する。						
(4) 全長の制限	名 称			禁止に係る全長			
	やまめ(ひかりを含む。)			13センチメートル以下			
	いわな			〃			
	うなぎ			30センチメートル以下			
	うぐい			13センチメートル以下			
(5) その他	組合が濃密放流して開設するあゆ、やまめ、いわな及びにじます特設釣場並びにあゆ、やまめ、いわな及びにじますつかみどり漁場において遊漁をしようとする者は、組合が別に定めて公表した料金を納付しなければならない。						
4 遊漁料の額 及びその納付 方法	区 分	遊漁券区分	名 称	漁具・漁法	日 券	年 券	納付場所
	(1) 一般遊漁料	全魚種	あゆ	友釣り どぶ釣り	1,500円	8,500円	組合事務所及び指定販売所
			やまめ さくら ます いわな	餌釣り 擬餌釣り			
			うぐい かじか				
			うなぎ もくず がに	餌釣り			
雑 魚	やまめ さくら ます いわな うぐい かじか	餌釣り 擬餌釣り	1,000円	6,000円			

		うなぎ もくず がに	餌釣り			
	<p>ア 小学生以下は、無料とする。</p> <p>イ 中学生、肢体不自由者及び75歳以上の者は、半額とする。</p> <p>ウ 当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付する場合は、中学生以下、肢体不自由者及び75歳以上の者を除き、日券の額と同額を加算した額とする。</p>					
(2) 県内共通遊 漁料	遊漁券区分	名 称	漁具・漁法	個 人	団 体	納付場所
	全魚種	あゆ	友釣り どぶ釣り	24,000円	21,600円	岩手県内水面 漁業協同組合 連合会事務所
		やまめ さくら ます いわな うぐい かじか	餌釣り 擬餌釣り			
		うなぎ もくず がに	餌釣り			
	雑 魚	やまめ さくら ます いわな うぐい かじか	餌釣り 擬餌釣り	17,000円	15,200円	
		うなぎ もくず がに	餌釣り			
5 遊漁承認証 に関する事項	<p>(1) 組合は、遊漁料の納付を受けたときは、遊漁承認証を交付する。</p> <p>(2) 遊漁承認証は、他人に貸与又は譲渡してはならない。</p>					
6 遊漁に際し 守るべき事項	<p>(1) 遊漁者は、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員から要求されたときは、これを提示すること。</p> <p>(2) 遊漁者は、漁場監視員の指示に従うこと。</p> <p>(3) 遊漁者は、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしないこと。</p> <p>(4) 遊漁者は、次の区域及び期間内においては、川底をかくはんしないこと。 九戸郡野田村玉川第2地割内のテレビ共同受信施設用光ケーブル支柱（TV共聴17）及び九戸郡野田村玉川第2地割内のテレビ共同受信施設用光ケーブル支柱（TV共聴18）を結んだ線から上流500メートル（通称上坂）までの区域であって、9月27日から10月31日までの期間</p>					
7 漁場監視員 に関する事項	<p>(1) 漁場監視員は、遊漁規則の遵守に関して必要な指示を行うことがある。</p> <p>(2) 漁場監視員は、漁場監視員証及び腕章を所持する。</p>					
8 違反者に対 する措置に関 する事項	<p>組合又は漁場監視員は、遊漁者が遊漁規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、既に納付された遊漁料の払い戻しは、行わない。</p>					